

令和8年上板くらし応援商品券配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた上板町民に対し、上板町内事業所で使用可能な商品券を配付し、上板町民の生活支援を通じた地方創生を図るための事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和8年上板くらし応援商品券（以下「商品券」という。） 前条の目的を達成するために、上板町（以下「町」という。）によって配付される商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (4) 受託事業者 町から特定事業者の登録、換金等の業務を委託された事業者をいう。

(業務の委託)

第3条 本事業の実施に当たっては、町は次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 特定事業者の登録
- (2) 特定事業者に対する商品券の換金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業の遂行に関わる業務

(配付対象者)

第4条 商品券の配付対象者（以下「配付対象者」という。）は、令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に登録されている者とする。

2 前項の規定に該当する者であっても、町の住民基本台帳に登録された住所が、本人を含む同一世帯員又は同居の親族等のいずれの生活の本拠にもなっておらず、送付された商品券が受取りされない状況にある者は配付対象者に含まれない場合がある。ただし、登録された住所で受取りされる状況ではないものの、町内での居住実態が認められ、かつ、その居住の状況がやむを得ない事由によるものと町長が認めた場合はこの限りではない。

3 基準日において、親族等からの暴力を理由に避難し、親族等と生計を別にしている者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者は、親族等からの暴力を理由に避難している旨を申し出た場合には、審査の上、申出内容を基に送付先を決定することができるものとする。

(商品券の給付額)

第5条 商品券の額面は1人15,000円とし、町が発行する商品券とする。

2 前項の商品券は、1枚1,000円とし、15枚分を1人分とする。

(配付方法)

第6条 町長は、本事業の実施にあたり、特殊な事情のものを除き、同居世帯員の分を一括して世帯主に配付する。

2 町長は、住民基本台帳に記録された配付対象者の氏名及び住所等を掲載した配付対象者リストを作成し、これに基づき配付するものとする。

(配付開始日)

第7条 商品券を配付する日は、町長が別に定める日とする。

(商品券の使用範囲等)

第8条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用有効期間は、令和8年4月1日から令和8年8月31日までの間とする。

3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 商品券は、配付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

7 配付対象者が商品券を受領した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とし、再発行も認めない。

(商品券の返戻等)

第9条 町長は、世帯主に郵送した商品券が宛先不明により又は受取りを拒否されて返送された場合は、使用有効期限まで保管するものとする。

2 町長は、前項の宛先不明及び受取りを拒否した配布対象者に対して、再通知を行い、受取りが可能となった場合は改めて配布対象者に配付する。ただし、再通知は1度限りとする。

3 使用有効期限までに商品券を受取りしない場合は、受取りを辞退したものとみなす。

(特定事業者の登録等)

第10条 町は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、町（業務を委託した場合にあっては受託事業者）は、募集に応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に対して特定事業者登録証を発行する。

2 町内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等）は、その構成員である事業者から委任された場合は、前項の応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第11条 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 町は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

- 第12条 特定事業者は、特定取引において受け取った商品券を添え、募集要項に基づき、別に定める様式により券面記載の金額での換金を受託事業者へ申し込むものとする。なお、換金の申込みができる商品券は、使用有効期限である令和8年8月31日までの特定取引によって受け取ったものに限り、令和8年9月11日以後は換金の申込みはできないものとする。
- 2 受託事業者は、前項の申込みを受け、提出された商品券が適正に使用されたものであることを確認の上、受理したときは、その都度申込みした特定事業者に対し換金申込みの受理を証する書面を発行し、募集要項に基づく日程で、申込みのあった券面金額に相当する金額を支払うものとする。
- 3 受託事業者は、換金を申込みした特定事業者ごとに、受理した商品券の枚数及び券面金額の合計額を整理し、特定事業者への支払いの証拠書類及び受理した商品券を添え、別に定める様式により令和8年4月から令和8年9月の間において、毎月最終の振込後3営業日以内に町に報告するものとする。
- 4 町は、前項の報告を受け、添えられた商品券を確認の上、報告を受理したときは、これを受託事業者に対し文書により通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた受託事業者は、券面金額に応じた金額を町に請求し、町はこれを受託事業者を支払うものとする。

(不当利得の返還)

- 第13条 町長は、偽りその他不正な手段による商品券の入手又は使用等により、本事業を通じ不当に利益を得たものと認めるときは、その利益の全てを返還させることができる。

(商品券に関する周知等)

- 第14条 町長は、商品券配付事業の実施に当たり、商品券使用開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定については、同日後もなおその効力を有する。